

○山形県がん登録情報利用等審議会条例

平成30年12月25日 山形県条例第73号

(設置)

第1条 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する都道府県がん情報（以下「がん登録情報」という。）の利用及び提供に関する事項等について調査審議させるため、山形県がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、法及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、がん登録情報に関する重要事項について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関し学識経験のある者、個人情報保護に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。